

■下関駅周辺地区市営住宅等建替事業(1期)の実施方針等に関する質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	第	小項目			質 問	回 答		
1	実施方針	21	2	4	2	2	(3)	構成企業は当該複数の業務を兼ねることができることとしていますが、設計企業及び工事監理企業の(ウ)にある要件が同一ではなく、設計企業及び工事監理企業が兼務できません。こちらについて、何か理由があるのでしょうか。	工事監理企業について、同規模の共同住宅の実績が必要と考えたことから要件に含めておりました。設計企業と兼務することも考慮し、工事監理企業の要件(ウ)を設計企業の要件に合わせるよう、入札公告時に公表する入札説明書において修正します。	
2	実施方針	25	2	6				現在、実施方針の公表をしている事業について、同時に入札参加することは可能でしょうか。	同時に入札参加することも可とします。 ただし、落札候補者決定後、正当な理由無く、辞退または締結しない場合、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく措置を行うことを想定しております。 詳細は入札公告時に公表する入札説明書において示します。	
3	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	15	4	3	1		(カ)	基礎及び杭の有無の調査と記載がありますが事前に杭の有無と長さの調査は困難と思われます。資料の提示をお願いします。	要求水準書P15 3-1(カ)の内容を修正します。 基礎については、建物概要より想定してください。 また、杭については、建物ごとに杭の本数、径及び長さを示すので、それぞれ、入札価格に算入してください。ただし、杭に関して、提示した内容と相違がある場合は、変更します。 詳細については、入札公告時に公表する要求水準書において示します。	
4	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	29						別紙1 第2	「金属製手摺は～」と「手摺はコンクリート手摺」が併記されています。プライバシー等に配慮した仕様であれば金属製も使用可と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 入札公告時に公表する要求水準書において修正します。
5	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	29						別紙1 第2	更新住宅の外部標準仕上表及び内部標準仕上表はあるのですが、店舗棟の外部及び内部標準仕上表が無いのはなぜでしょうか。事業者の提案によるものからでしょうか。	店舗棟の使用者は、現在の店舗使用者であり、新規募集は行わないこととしており、すべての区画が空きとなった場合は店舗棟を解体することを想定しております。そのため、仕上等で提案が出ないよう、入札公告時に公表する要求水準書において示します。
6	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	31						別紙1 第3	「植栽」において「中高木は植栽しない」「建物外壁、屋外灯及び電線から十分に距離が取れない場合、高木は植栽しないこと。」「隣地境界の間に緩衝のため植栽を行う場合は、中低木とすること。」など条件が混在しております。入居者の維持管理に配慮しつつ、目的に応じた植栽を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし、植栽の内容については、3m以上となる高木は植栽しないこととしております。入札公告時に公表する要求水準書において修正します。
7	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	35						別紙1 第6	「総務省第40号及び告示基準に基づくこと。ただし、住宅用消火器は使用しないこと。」とありますが、消防設備を計画すると住戸用消火器を使用することとなりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 入札公告時に公表する要求水準書において修正します。
8	要求水準書(案) 〈更新住宅等整備関連業務編〉	37						別紙1 第7	各室に換気扇を設置とありますが一般居室も含まれるのでしょうか。	各室に一般居室を含みません。 換気扇は、台所、便所及び浴室に設けてください。 入札公告時に公表する要求水準書において修正します。
9	要求水準書(案) 〈入居者等移転支援業務編〉	2	2	3					P10、P24の「3 業務実施フロー」では「住戸及び店舗移転同意者名簿作成及び移転同意書の徴取」があるが、P2の「3 業務内容」に記載が無いのはなぜでしょうか。	記載漏れです。 入札公告時に公表する要求水準書において修正します。